

水道維持修繕等対応業務委託（土庄町豊島）
標準仕様書

香川県広域水道企業団

目 次

第1章 共通事項

1	適用	1
2	関係法規の遵守	1
3	用語の定義	1
4	業務概要	2
5	履行期間	3
6	履行場所	3
7	業務時間	3
8	業務体制	3
9	即応の義務	3
10	第三者への対応	3
11	地下埋設物（他占有者）の協議	3
12	事故報告	4
13	業務責任者	4
14	作業責任者	4
15	業務の委任又は再委託	4
16	提出書類等	4
17	保険の付保及び事故の補償	5
18	契約金額	5

第1章 共通事項

1 適用

- (1) 香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する「水道維持修繕等対応業務委託（土庄町豊島）」は、企業団制定の水道工事共通仕様書、土木工事共通仕様書（香川県土木部）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会）を準用して履行するほか、本水道維持修繕等対応業務委託標準仕様書（以下、「仕様書」という。）に従い履行しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、別に定める特記仕様書による。
- (3) この仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。

2 関係法規の遵守

受注者は、建設業法、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、建設工事公衆災害防止対策要綱、及び本業務に関係のある法律・施行令・規則等を遵守することとする。

3 用語の定義

本仕様書及び特記仕様書において用いる用語の定義は、次の各号による。

- (1) 「本業務」とは、水道維持修繕等対応業務のことをいう。
- (2) 「道路上」とは、道路法において規定されている道路及び私道、又は通常道路として第三者の通行の用に供している部分をいう。
- (3) 「敷地内」とは、私道を除く給水装置所有者等の所有地をいう。
- (4) 「通報者」とは、漏水等の通報者及びお客さま相談等の依頼者をいう。
- (5) 「原因者」とは、故意又は過失により水道管路施設等を破損させた者をいう。
- (6) 「開庁時間」とは、発注者勤務時間の午前8時30分から午後5時15分まで、閉庁時間は開庁時間外の時間をいう。
- (7) 「休日昼間」とは、休日の午前8時30分から午後5時15分までの8時間45分をいう。
- (8) 「平日昼間」とは、平日の午前8時30分から午後5時15分までの8時間45分をいう。
- (9) 「夜間」とは、午後5時15分から翌午前8時30分までの15時間15分をいう。
- (10) 「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日～1月3日）をいう。
- (11) 「本業務区域」とは、香川県広域水道企業団給水区域のうち、土庄町豊島内の管理区域をいう。
- (12) 「他工事」とは、企業団発注工事以外の工事のことをいう。
- (13) 「指示書」とは、修繕業務等の施工を指示するために、発注者が作成する修繕等施工

指示書をいう。

- (14) 「水道管路施設」とは、水道のための導・送・配水施設で発注者の管理に属するものをいう。
- (15) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及び内線止水栓等の給水器具をいう。
- (16) 「水道管路施設等」とは、水道管路施設及び給水装置をいう。
- (17) 「指定業者」とは、企業団指定給水装置工事事業者をいう。
- (19) 「緊急修繕」とは、現場の漏水量や危険性等を勘案し、即座に修繕工事を行う必要があると判断したものをいう。それ以外のものは「修繕」という。
- (20) 「軽微な修繕」とは、メータBOX内のユニオン等の増し締め、メータの取付け、取外し、濁水等による洗管作業等、新たに材料の使用を伴わない作業及び内線止水栓等の上部・本体取替、メータBOX内修繕、簡易な敷地内修繕工事等の作業をいう。

4 業務概要

(1) 水道維持修繕工事等待機業務

受注者は、道路上における突発的かつ同時多発的に発生する水道管路施設等の水道管事故に対し迅速に対応するため、緊急修繕体制の確保を整える。また、敷地内（一次側、二次側）漏水等に対する適正な対応を行う。

① 水道維持修繕工事等待機業務委託金額

1 箇月当たり 143,000円（税込）

② 委託金額の支払い 正当な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。

(2) 現場初動対応業務

受注者は、香川県広域企業団職員の豊島担当者等（以下、「豊島担当者」という。）から水道管路施設等の漏水及び破損等の連絡があった場合、連絡内容を迅速かつ的確に把握し、豊島担当者と協力し、初期対応を行う。

① 初動対応業務委託金額

平日昼間 7,260円（税込）1人当たり

休日昼間 9,075円（税込）1人当たり

夜間 10,890円（税込）1人当たり

② 委託金額の支払い 正当な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。

(3) 漏水修繕工事等業務

受注者は、漏水修繕工事等業務の発生時において、迅速に二次災害防止を図り、修繕作業等を行う。

① 委託金額 特記仕様書 参照

② 委託金額の支払い請求 特記仕様書 参照

(4) その他関連する業務

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 履行場所

香川県広域水道企業団給水区域内のうち、土庄町豊島内の管理区域

7 業務時間

(1) 水道維持修繕工事等待機業務

ア 平日及び休日昼間の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

イ 夜間の午後5時15分から翌午前8時30分の間とする。

(2) 現場初動対応業務

ア 平日及び休日昼間

イ 夜間

ウ 開庁時間内で発注者が業務依頼するとき。

(3) 漏水修繕工事等業務

本業務は、緊急を要するものを含むので、豊島担当者と協力し、できるだけ速やかに対応すること。

(4) 各業務の詳細は、水道維持修繕等対応業務委託 特記仕様書のとおりとする。

8 業務体制

受注者は、水道維持修繕等対応業務委託を受けるにあたり、業務を適正に実施できる体制をとっておかなければならない。

9 即応の義務

当業務は、緊急を要する修繕等を対象としていることから、受注者は業務の特殊性を十分に認識し、通報者又は委託者から緊急対応を求められた場合は、速やかに現場におもむき、初期対応及び修繕業務等を行うものとする。

10 第三者への対応

業務中は、作業に適した安全で清潔な作業服等を着用すること。また、通行人や周辺住民に親切丁寧に対応し、通報者及びその他の人に対して親切丁寧に対応し、理解と協力を求め、不安感や不信感を与える言動は厳に慎むこと。

11 地下埋設物（他占有者）の協議

道路掘削する際は、豊島担当者が他占有者と地下埋設物の事前協議を行い、受注者と協力し、地下埋設物に損傷を与えないよう確認し施工すること。

1 2 事故報告

業務に起因して事故が発生したときは、直ちにその原因、処置、被害状況等について、発注者に報告し、その指示を受けて速やかに対処すること。

ただし、業務を行うにあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力して処理解決に当たるものとする。

1 3 業務責任者

- (1) 受注者は、全ての業務を統括する業務責任者を発注者に通知しなければならない。
- (2) 業務責任者は、常時、発注者と連絡を取れるようにしておかなければならない。
- (3) 業務責任者が不在となる場合は代理者を発注者に通知しなければならない。
- (4) 業務責任者は、給水管修繕に指定給水装置工事事業者をあてなければならない。

1 4 作業責任者

- (1) 受注者は作業現場ごとに作業責任者を選任し、作業報告書に記載すること。
- (2) 作業責任者は、業務における施工・安全管理等に関する事項を処理するとともに、業務責任者、発注者と緊密な連絡を取り、業務の円滑、迅速な進行を図ること。

1 5 業務の再委託

受注者は、漏水修繕工事等業務他全ての業務について、全部又は一部を第三者に再委託してはならない。再委託する場合は、受注者が第三者に委託しようとする業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項は書面をもって発注者に申請し、発注者の書面による承認を得たときは、この限りではない。

1 6 提出書類等

受注者は、契約締結後、業務毎に下表に掲げる書類を所定の提出期限内に必要な部数提出し、発注者の承認を得ること。なお、各書類の様式については、発注者に確認すること。

書 類 名 称	部 数	備 考
業務着手届	1	業務開始時（契約後速やかに）
連絡体制表	1	着手時（契約後速やかに）
個人情報取扱誓約書	1	着手時
従事者届	1	着手時
業務再委託者承諾願	1	必要都度
業務完了届	1	業務完了時

初動対応・修繕の各業務に必要な書類は特記仕様書による。

1 7 保険の付保及び事故の補償

受注者又は受注者の会員は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保法」、及び「中小企業退職金共済法」の規定により、業務従事者等の雇用形態に応じ、業務従事者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

1 8 契約金額

(1) 「漏水修繕工事等業務」及び「その他関連する業務」の委託料は契約金額には含まず、業務完了後、企業団単価を採用し、積算後支払うものとする。